

岐阜労働局発表
平成18年10月20日

担当	岐阜労働局	安全衛生課
	課長	橋本 正人
	安全専門官	中島 一成
☎ (058) 245-8103		

離職者を対象とした無料石綿健診の実施について
—県内3つの健診機関にて11月1日より受付開始—

アスベストによる健康障害については、潜伏期間が非常に長期間にわたるものも見られ、在職中から離職後までを含め長期にわたる健康管理が重要となることから、岐阜労働局(局長 松本 守)においても、本年度の行政運営上の重点課題として、石綿障害予防規則及び離職者への健康管理手帳制度(別添1参照。)等の周知、活用の徹底を図っているところですが、一方で、過去に石綿等を製造又は取り扱う作業(以下、「石綿業務」という。)に従事していた労働者(以下、「退職者」という。)の中には石綿業務に従事していた事業場が既に倒産・廃業等し、事業場等で実施する健康診断が受診できないことなどから、退職者の健康管理や健康管理手帳交付手続等に支障をきたすことが想定されます。

これらを踏まえ、岐阜労働局管内におきましても、厚生労働省の委託事業として、「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業」が、県内の3つの健診機関(以下、「受託健診機関」という。)にて、実施されることになりました(別添2、リーフレット参照)。

本健診事業は、一定の要件を満たし、健康診断の受診を希望される方の申込により、受託健診機関が石綿健康診断を無料で実施するもので、検診項目は石綿障害予防規則に基づく石綿健康診断(別添3参照。)と同様となっています。

記

1. 受託健診機関の名称、所在地等

- (1) 社団法人 岐阜県労働基準協会連合会 労働衛生センター
(岐阜県岐阜市日置江4-47 ☎ 058-279-3399)
- (2) 財団法人 岐阜県産業保健センター
(岐阜県多治見市東町1-9-3 ☎ 0572-22-0115)
- (3) 財団法人 岐阜健康管理センター
(岐阜県美濃加茂市西町1-292 ☎ 0574-25-2982)

2. 対象者

下記の4つの要件いずれにも該当する県内に在住の元労働者で、石綿健康診断の受診を希望される方。

- (1) 健康管理手帳の交付を受けていないこと。
- (2) 過去に従事していた石綿作業の内容が特定できること。
- (3) 石綿作業に従事してから10年以上が経過していること。
- (4) 以前石綿作業に従事していた事業場が廃業（倒産）又は退職者に対する健康診断を拒否する等の理由で、石綿健康診断を受診できない状態にあること。

3. 申込方法等

受託健診機関から配布される「申込書」「自記式問診票」(別添4参照。)に必要事項を記入し、受診を希望する受託健診機関に提出いただきます。

4. 受付期間

平成18年11月1日（水）～平成18年11月17日（金）

もが能力を十分に發揮し健康で安心して働く職場づくり

1) 労働災害を大幅に減少させるための施策の推進

(1) 死亡災害の減少傾向の定着に向けた対策の推進

ア はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

製造業を重点に、「機械の回転等による安全基準に関する指針」に基づき、機械設備等の安全化を推進し、はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底を図ります。

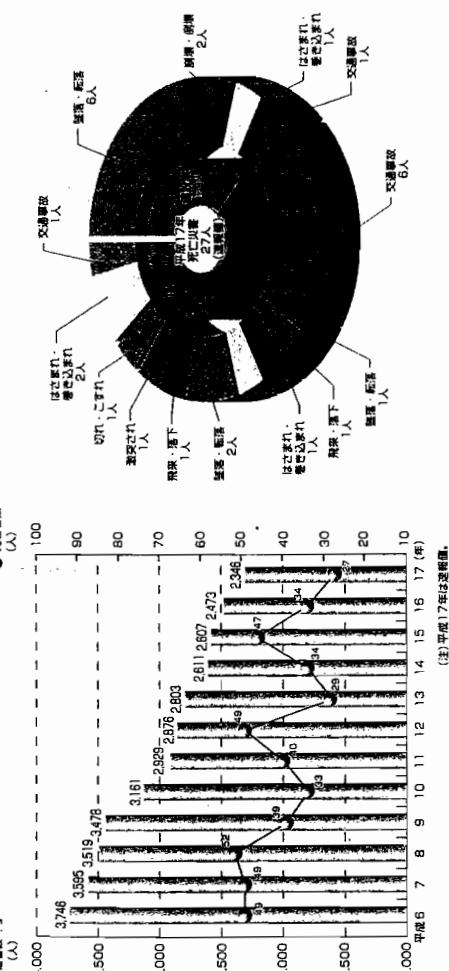
イ 塗装・転落災害防止対策の推進

建設業を重点に、足場の組立・解体時の注意点について、改正された「足場先行工法」の周知徹底を図るとともに、中止ビル建設工事について、足場の組立・解体時の「手すり先行工法」の普及を図ります。

ウ 交通労働災害防止対策の推進

交通K-YT運動、ヒヤリハット運動、交通危険マップ等の活用を促進し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の一層の推進を図ります。

【労働災害発生状況の推移(改訂版)】



(2) 災害多発業種等における労働災害防止対策の推進

製造業については、改正労働安全衛生法に基づきリスクアセメントの普及や製造業元方事業者による連絡調整等の措置の徹底を図ることとともに、派遣労働について、派遣元及び派遣先双方の事業者に対し労働安全衛生上の義務の履行確保を図ります。

建設業については、「建設業における総合的労働災害防止対策」を積極的に推進します。

運送業の荷役運搬作業における安全作業マニュアル」等の周知徹底を図ります。

第三次産業等を対象に、作業別・業種別労働災害防止のための指針及びガイドラインの周知徹底を図ることも、自主的災害防止活動の促進を図ります。

2) 労働者の健康確保増進対策の推進

(1) 過重労働による健康障害防止対策の推進

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、時計外労働の削減、健康診断実施等の徹底を図るとともに、改正労働安全衛生法による面接指導等の健康確保対策を推進します。

また、「はつらつ職場づくり推進会議」の活動を通じ、労働時間管理の適正化等も含め効率便による自主的取組を促進します。

(2) メンタルヘルス対策の推進

新たに示された「事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図るなど、メンタルヘルス対策を推進します。

(3) 腕業性疾患予防対策の推進

じん肺の発生を防止するため、「第6次がん障害防止総合対策」に基づき、作業環境管理、作業管理及び健康管理の一層の徹底を図ります。

改正労働安全衛生法に基づく化学物質の表示、文書交付制度、「化学物質等の危険性又は有害性等の調査に関する指針」及び有害物質による作業報告制度について、関係事業者に対する周知及び指導を行います。

3) アスベストによる健康障害防止対策の推進

アスベスト使用建築物の解体作業及びアスベスト吹付け建築物の管理に係るばく露防止対策について、石綿障害予防規則の遵守の徹底を図ります。また、退職者を含む石綿取扱い作業等の從事者に対する石綿健康診断の実施について事業場に要請を行うとともに、事業場の廃止等で受診できしない者を対象とする特別健康診断及び健康管理手帳制度について周知を図ります。

さらに、アスベスト疾患による労災請求等について、改正認定基準に基づく補償や「石綿の健康被害の救済に関する法律」(平成18年3月27日施行)による特別賄賂給付金の支給が迅速・適正に行われるよう努めます。

4) 事業場における安全管理水準の向上対策

改正労働安全衛生規則による総括安全衛生管理者の職務の追加、安全管理委員会の調査審議事項の拡充、安全管理者の選任時の教育の新設等について周知徹底を図ります。

また、事業場のトップの指示の下で計画的、効果的な安全管理活動が行われることとなるよう、改正労働安全衛生法に基づくリスクアセメントや労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図ります。

**過去に石綿業務に従事した退職者等（事業場倒産等）の方へ
～特別健康診断の実施のお知らせ～**

1. アスベストを原因とする中皮腫等の健康障害については、潜伏期間が非常に長期間にわたることから、離職後も長期にわたる健康管理が重要となります。過去に石綿等を製造又は取り扱う作業（以下、「石綿業務」という。）に従事していた労働者（以下、「退職者」という。）退職者の中には、事業場が既に倒産・廃業等し、事業場等で実施する健康診断が受診できることなどから、退職者の健康管理等に支障をきたす退職者の方も見られます。

このため、岐阜県内におきましても県内3つの健診機関等において、「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断」が実施されることとなりました。

特別健康診断の内容等について

1. 対象者

石綿を製造（又は取り扱う）作業に従事して退職された方のうち、以下の①～④全てに該当しており、石綿健康診断（胸部エックス線直接撮影等）の受診を希望される方。

- ① 健康管理手帳（石綿）を交付されていない方。
- ② 過去に従事していた石綿作業の内容が特定できる方。
- ③ 石綿作業に従事してから10年以上が経過している方。
- ④ 以前石綿作業に従事していた事業場が廃業（倒産）又は退職者に対する健康診断を拒否する等の理由で、石綿健康診断を受診できない状況にある方。

2. 受診できる健康診断の内容

石綿健康診断の第一次健診（胸部エックス線直接撮影等）・第二次健康診断（らせんCT等）が受診できます。

3. 費用

無料です。

4. 申込方法等

平成18年11月1日 から 平成18年11月17日 までの間に、所定の申込書を下記健診機関のいずれかに提出してください。（受付期間が短いのでご注意ください。）

お申込み・お問合せ先

○ 特別健康診断に関するお申込み、お問合せは、下記の健診機関までお願いします。

- ① (社)岐阜県労働基準協会連合会 労働衛生センター
岐阜市日置江4丁目47番地 ㈹ (058) 279-3399
- ② (財)岐阜県産業保健センター
多治見市東町1-9-3 ㈹ (0572) 22-0115
- ③ (財)岐阜健康管理センター
美濃加茂市西町1丁目292 ㈹ (0574) 25-2982

(※ 本特別健康診断は、厚生労働省から(社)全国労働衛生団体連合会に委託して行うものです。)

医療機関の皆様へ

石綿作業従事者に対する健康診断について

1. 健診の対象者について

- ① 特定石綿等を製造し、若しくは取扱う業務に常時従事する労働者
- ② 製造禁止石綿等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に常時従事する労働者
- ③ 過去においてその事業場で、石綿等を製造し、または取扱う業務に従事したことのある在籍労働者

2. 健診の実施時期について

- ① 雇入れ時又は当該業務への配置換えの際
- ② 定期健康診断（6か月ごとに1回）

3. 健診の項目について

第一次健康診断	第二次健康診断
<ul style="list-style-type: none"> ① 業務の経歴の調査 ② 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ③ せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 ④ 胸部のエックス線直接撮影による検査 	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業条件の検査 ② 胸部のエックス線の検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

※ 上記の項目のみでは、ばく露した石綿等による身体への影響の有無を確定し得ない場合もあると考えられることから、その場合には健康診断を行う医師が必要と認める項目（検査）を追加して差し支えないこと

4. 健康管理手帳による健診について

石綿を製造し、又は取扱う業務に従事していた者で、上記の健診で両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚が認められた労働者は、退職後であっても健康管理手帳の申請を行うことができる。健康管理手帳保持者は、年2回、石綿に係る健康診断を無料で受けることができる。

また、じん肺管理区分が2以上の者は、年1回肺がんに関する検査を、管理3の者はじん肺健康診断を受けることができる。

※ 詳しいことについては、下記宛お問い合わせ下さい。

- ① 健康管理手帳制度等に関することは・・・
岐阜労働局安全衛生課（058-245-8103）又は各労働基準監督署
- ② 健康相談等に関することは・・・
岐阜産業保健推進センター（058-263-2311）

健 診 実 施 機 関 殿

石綿業務従事離職者特別健康診断申込書

特別健診の対象者は、石綿を製造し、または取り扱う作業に従事して退職した方のうち、以下の全ての項目を満たし、自ら健診実施機関へ申込んだ方です。

特別健診の受診を希望される方は、第一次健診を実施する健診実施機関から問診票を入手され、必要事項を記入の上、申込書に添えて提出してください。

申込年月日	平成 年 月 日
連絡先	郵便番号 電話番号 住 所
お名前	性別 (男・女)
生年月日	大正・昭和 年 月 日生れ (歳)
対象者の要件	以下の該当するものにレ線を付けてください。 <input type="checkbox"/> 石綿に係わる健康管理手帳を所有していない。 <input type="checkbox"/> 従事していた作業が特定できる。 <input type="checkbox"/> 初回ばく露から 10 年以上経過している。 <input type="checkbox"/> 以前石綿作業に従事していた事業場が廃業や倒産、退職者に対する健診の実施を拒否等の理由で石綿健診を実施できない状況にある。

※ この欄は健診実施機関で記入しますので、記入しないでください。

申込書の受理	健診対象	健診予定月日	実施通知	第一次健診	結果通知	第二次健診	結果通知

※ 石綿業務に従事した離職者に対する特別健診の受診を希望される方は、問診票と石綿ばく露調査票に必要事項をご記入の上、健診実施機関に提出してください。

石綿業務に従事した離職者に対する特別健診問診票

受付印

健診実施機関名

※太枠のみ記入してください。（裏面にもあります。）

受付番号

記入日 平成 年 月 日

フリガナ		男 ・ 女	生年月日	明・大・昭 年 月 日 生 嵩
氏名				
現住所	〒 -		電話番号	

(日中連絡の取れる番号を記載してください。)

※注意：今回の特別健診は、一定の要件を満たした方に行うもので、応募された方すべてが健診を受けられるわけではないことにご注意ください。

下記の2. 1. , 2. 2. , 3. 1. , 4. 1. にチェックした方は、健診の対象ではありません。

お願い

この調査は、石綿対策における有用な資料となります。

本調査票の内容及び健康診断の結果について、個人情報が特定されない形で利用することに同意していただけますか。

1. 同意する 2. 同意しない

1. あなたのこれまでの石綿に関する職歴について、別紙の石綿ばく露歴調査票に記入してください。
2. 厚生労働省では、平成17年度に石綿業務に従事していた離職者に対し、事業場が健診の呼びかけを行うように要請していますが、あなたが石綿業務に従事していた事業所の対応はどうなっていますか。
 1. 事業場の呼びかけにより健診を受けた。今年度も事業場が行う健診を受けられることになっている。
 2. 事業場の呼びかけにより健診を受けた。今年度は事業場が健診を行わないことになっている。
 3. 事業場は存在するが、何の連絡も受けていらない。
 4. 事業場は存在するが、健診の実施を拒否している。 事業場名（
事業場が健診を拒否する理由
a 法的義務がない b 金銭的理由 c 理由なし
d その他（
5. 事業場が廃業・倒産している。
6. その他（
）
3. あなたは石綿に関する健康管理手帳を持っていますか。
 1. 持っている 発行した労働局名（
） 番号（
）
 2. 持っていない
4. あなたは石綿関連の病気で労災認定を受けていますか。
 1. 受けている
 2. 受けていた（現在支給が打ち切られている。）
 3. 受けていない
1. 、2. にチェックした方は労災認定を受けた病名を記載（
）

5. 現在までに、胸の病気にかかったことがありますか。(複数回答可)

1. ある (あると答えた方は下記からその病気を選んでください。)

- a 肺結核 b 結核性胸膜炎 c 肺がん d 慢性気管支炎 e じん肺(石綿肺)
f 間質性肺炎(肺線維症) g 肺気腫 h 原因不明の胸膜炎
i 原因不明の胸水 j その他の呼吸器の病気()

2. なし

6. 現在、何か症状がありますか。(複数回答可)

1. ある (あると答えた方は下記から選んでください。)

- a 発熱 b せき c 呼吸困難 d 胸痛
e その他 ()

2. なし

7. 家族や同居者で石綿関連疾患にかかった人はいますか。(複数回答可)

1. いる (いると答えた方は下記からその病気を選んでください。)

- a 中皮種 b 石綿による肺がん c 石綿肺 d 良性石綿胸水
e びまん性胸膜肥厚 f 胸膜プラーク g その他 ()

2. なし

8. 喫煙の有無

1. 現在も吸っている 1日平均 本 年間

健診機関で計算

(B.I. 本)

2. 過去に吸っていた 1日平均 本 年間 止めた時期 年前

(B.I. 本)

3. 普段は吸わないが、稀に吸うことがある(どんな時:)

4. 吸ったことがない

以下については、該当者のみ記載をお願いします。(わかる範囲で結構です。)

9. 最後に受けた胸部X線 時期 (年 月ごろ) 医療・健診機関名()

検査 検査を受けた理由() 結果

10. 最後に受けた胸部CT 時期 (年 月ごろ) 医療・健診機関名()

検査 検査を受けた理由() 結果

11. その他石綿ばく露があつたと思われる時のことなど、わかっていることがあれば記入してください。

石綿ばく露歴調査票

名前：_____ 年齢：_____

I. 石綿に関する職歴の概要

(在学中のアルバイト、戦時中の仕事など、石綿ばく露があった場合、短期間の仕事も含めて記載してください。)

従事した時期 (年月～年月)	会社名	会社所在地 (都道府県市)	会社の 事業内容	本人の仕事内容 (IIより選ぶ)	仕事で取扱った材料 (IIIより選ぶ)	石綿取扱い期間 (年月～年月)
S25.4-S50.6	○○	○県△市	造船業	4, 5, 12	3, 9	S30前半-S45.3

健診実施機関記入欄 → 石綿取扱い:通算 年 月
初回ばく露から: 年 月

II. I の「本人の仕事内容」又は自分が行っていなくても周辺の人が行った石綿関連作業のうち、該当する番号を選んで記入してください（複数回答可）。

1. 石綿鉱山での作業、石綿製品の製造に関わる作業
2. 石綿や石綿含有岩綿等の吹きつけ・貼りつけ等作業
3. 石綿原綿または石綿製品の運搬・倉庫内作業
4. 配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
5. 造船所内の作業（造船所における事務職含めた全職種）
6. 船に乗り込んで行う作業（船員 その他）
7. 建築現場の作業（建築現場における事務職含めた全職種）
8. 解体作業（建築物、構造物、石綿含有製品等）
9. 港湾での荷役作業
10. 発電所・変電所での作業
11. 鉄鋼所または鉄鋼製品製造に関わる作業
12. 耐熱（耐火）服や耐火手袋等を使用する作業
13. 自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
14. 自動車・トラック・鉄道等の運行に関わる作業
15. ガラス製品製造に関わる作業
16. 石油精製工場、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
17. 清掃工場または廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
18. 電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
19. レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
20. 吹き付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（教員 その他）
21. エレベーター製造または保守に関わる作業
22. ランドリー・クリーニングに関わる作業
23. ガスマスクの製造に関わる作業
24. 上下水道に関わる作業
25. ゴム・タイヤの製造に関わる作業
26. 道路建設・補修等に関わる作業
27. 映画放送舞台に関わる作業
28. 農業、バーミキュライト等を扱う作業
29. 酒類製造に関わる作業
30. 消防に関わる作業
31. 歯科技工に関わる作業
32. 金庫の製造・解体に関わる作業
33. その他の石綿に関連する作業（ ）
34. タルク等石綿含有物を使用する作業
35. いずれもない
36. 不明（忘れた・覚えていない）

)

III. あなたが使用していた、あるいはあなたの近くで使用された石綿製品はありますか、Iに記入してください（複数回答可）。

1. 石綿原綿（わた・繊維）
2. 石綿吹きつけ材
3. 石綿フェルト
4. 石綿保温材・煙突材
5. 石綿含有屋根材、スレート
6. 石綿紙
7. 石綿セメント管・石綿パイプ
8. 石綿含有ボード（外壁材・内装材）
9. 石綿パッキング・ガスケット
10. 石綿織物・布・ひも・テープ・リボンなど
11. 石綿含有塗料、石綿含有シーリング材、石綿含有接着剤
12. 石綿含有摩擦材（ブレーキパッドなど）
13. その他の石綿製品（ ）
14. いずれもない。
15. わからない。

IV. あなたの家庭生活の中で次のようなことがありましたか（複数回答可）。
また、該当する場合には、期間と通算年数について記載してください。

1. 石綿製品の製造加工作業や内職が自宅であった。
2. 家族が石綿関連の仕事についており、道具や作業着、マスク等を家に持ち帰ったことがある。
3. 家庭で、石綿製品を使って日曜大工等をしたことがある。
4. 石綿工場・鉱山の近くに住んでいたり、遊んでいたことがある。
〔4の地域：
（都道府県市町村名）〕
5. 造船所の近くに住んでいたり、遊んでいたことがある。
〔5の地域：
（都道府県市町村名）〕
6. 建築材料の置場の近くに住んでいたり、遊んでいたことがある。
〔6の地域：
（都道府県市町村名）〕
7. 自動車修理工場の近くに住んでいたり、遊んでいたことがある。
〔7の地域：
（都道府県市町村名）〕
8. 幹線道路や大きな交差点の近くに住んでいたことがある。
〔8の地域：
（都道府県市町村名）〕
9. 吹きつけ石綿のある建物の部屋で過ごしたことがある。
10. いずれもない。
11. わからない。

年～ 年（通算 年）

胸部エックス線等読影用

受診者名 _____ 健診実施機関名 _____

第一 次 健 診	第二 次 健 診
直接撮影日 年 月 日	らせんCT撮影日 年 月 日
フィルムNo.	フィルムNo.
 <input type="checkbox"/> 著変なし <input type="checkbox"/> 経過観察(ヶ月) <input type="checkbox"/> 要精検	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: auto;"></div> <input type="checkbox"/> 著変なし <input type="checkbox"/> 経過観察(ヶ月) <input type="checkbox"/> 要精検
所 見	
1 胸水貯留の有無	1 胸水貯留の有無
<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし
2 胸膜肥厚の有無	2 胸膜肥厚の有無
<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし
3 胸膜プラークの有無	3 胸膜プラークの有無
<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし
4 肺野の間質影の有無	4 肺野の間質影の有無
<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし
5 石灰化の有無	5 石灰化の有無
<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし
6 肺野の腫瘤状陰影の有無	6 肺野の腫瘤状陰影の有無
<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし
7 その他の所見	7 その他の所見
<input type="checkbox"/> あり()	<input type="checkbox"/> なし
読影日 年 月 日	読影日 年 月 日
読影医 _____	読影医 _____

石綿業務に従事した離職者に対する特別健診所見票

受診者名		受付番号	
健診実施機関名			

第一次健診

既往歴

- | | |
|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 肺結核 | <input type="checkbox"/> 結核性胸膜炎 |
| <input type="checkbox"/> 肺がん | <input type="checkbox"/> 慢性気管支炎 |
| <input type="checkbox"/> じん肺(石綿肺) | <input type="checkbox"/> 間質性肺炎(肺線維症) |
| <input type="checkbox"/> 肺気腫 | <input type="checkbox"/> 原因不明の胸膜炎 |
| <input type="checkbox"/> 原因不明の胸水 | <input type="checkbox"/> その他の呼吸器の病気
() |

症状

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 発熱 | <input type="checkbox"/> せき |
| <input type="checkbox"/> 呼吸困難 | <input type="checkbox"/> 胸痛 |
| <input type="checkbox"/> その他() | |

胸部エックス線読影所見

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 胸水貯留 | <input type="checkbox"/> 胸膜肥厚 |
| <input type="checkbox"/> 胸膜プラーク | <input type="checkbox"/> 肺野の間質影 |
| <input type="checkbox"/> 石灰化 | <input type="checkbox"/> 肺野の腫瘤状影 |
| <input type="checkbox"/> 他の所見() | |

医師の診断

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 異常なし | <input type="checkbox"/> 要二次健診 |
|-------------------------------|--------------------------------|

第二次健診

らせんCT読影所見

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 胸水貯留 | <input type="checkbox"/> 胸膜肥厚 |
| <input type="checkbox"/> 胸膜プラーク | <input type="checkbox"/> 肺野の間質影 |
| <input type="checkbox"/> 石灰化 | <input type="checkbox"/> 肺野の腫瘤状影 |
| <input type="checkbox"/> 他の所見() | |

医師の診断

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 異常なし |
| <input type="checkbox"/> 石綿肺 |
| <input type="checkbox"/> 肺がん |
| <input type="checkbox"/> 中皮腫 |
| <input type="checkbox"/> 良性石綿胸水(アスベスト胸膜炎) |
| <input type="checkbox"/> びまん性胸膜肥厚 |
| <input type="checkbox"/> 円形無気肺 |
| <input type="checkbox"/> 他の呼吸器の病気 |



石綿業務に従事した 離職者に対する 無料健康診断事業

対象者 石綿を製造し、又は取り扱う作業に従事して退職した方で、次の項目を満たしている方。^{*}

- ① 従事していた作業が特定できること。
- ② 初回ばく露から10年以上経過していること。
- ③ 以前石綿作業に従事していた事業場が廃業や倒産、退職者に対する健康診断の実施を拒否等の理由で石綿健康診断を受診できない状況にあること。

受付期間 平成18年11月1日(水)～11月17日(金)

受付場所 全国の所定の健康診断機関

問い合わせ先 (社)全国労働衛生団体連合会

☎ 03-5442-5934

<http://www.zeneiren.or.jp/>

厚生労働省

都道府県労働局

労働基準監督署

* 働いた人が対象です。応募した人がすべて受けられるとは限りません。

石綿離職者特別健診事業の健診実施機関名簿

※ 健診の受診を希望される方は、下記に掲げる第一次健診を実施する機関に連絡して
自記式問診票を入手され、必要事項を記入のうえ受付期間中に提出してください。

県名	健診実施機関名	電話	第一次 健診	第二次 健診
北海道	(財)北海道労働保健管理協会	011-862-5030	○	○
北海道	(財)結核予防会北海道支部	011-700-1331	○	○
北海道	(独)労働者健康福祉機構 岩見沢労災病院	0126-22-1304	○	○
北海道	(独)労働者健康福祉機構 鋸路労災病院	0154-22-7191	○	○
北海道	(財)室蘭・登別総合健診センター	0143-45-5759	○	
北海道	市立函館病院	0138-43-2000	○	○
北海道	(医社)慶友会 吉田病院 健康相談センター	0166-25-9553	○	
青森	(財)全日本労働福祉協会 青森県支部	017-736-8955	○	
青森	(独)労働者健康福祉機構 青森労災病院	0178-33-1551		○
青森	(財)八戸市総合健診センター	0178-45-9131	○	○
岩手	(財)岩手県予防医学協会	019-638-7185	○	○
岩手	(財)岩手県予防医学協会 県南センター	0197-44-5711	○	
宮城	(財)宮城県労働衛生医学協会	022-251-8211	○	
宮城	(独)労働者健康福祉機構 東北労災病院	022-275-1111	○	○
秋田	秋田市立総合病院	018-823-4171	○	○
山形	(財)全日本労働福祉協会 東北支部	023-643-6778	○	
福島	(財)福島県労働保健センター	024-554-1133	○	
福島	(財)仁泉会 北福島医療センター	024-551-0551		○
茨城	(財)全日本労働福祉協会 茨城県支部	0299-37-8855	○	
茨城	(独)労働者健康福祉機構 鹿島労災病院	0479-48-4111		○
栃木	(財)栃木県保健衛生事業団	028-623-8181	○	
群馬	(財)東日本労働衛生センター 北関東支部	0270-32-7575	○	○
群馬	(財)全日本労働福祉協会 群馬県支部	027-350-1777	○	
埼玉	(財)埼玉県健康づくり事業団	048-859-5163	○	
千葉	(財)君津健康センター	0439-55-6889	○	
千葉	(独)労働者健康福祉機構 千葉労災病院	0436-74-1111		○
千葉	(財)ちば県民保健予防財団	043-246-8664	○	○
千葉	(医)福生会斎藤労災病院 健康管理センター	043-227-7437	○	○
千葉	(財)柏戸記念財団 長州柏戸病院	043-222-2873	○	
千葉	(財)柏戸記念財団 ポートスクエア柏戸クリニック	043-245-6053		○
東京	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	03-3452-3976	○	
東京	(財)全日本労働福祉協会	03-3783-9411	○	
東京	(財)健康医学協会 岩井クリニック	03-3239-0301	○	○
東京	(財)東京都予防医学協会	03-3269-1121	○	○
東京	(財)日本予防医学協会 東日本統括センター	03-3635-1214	○	
東京	(社)労働保健協会	03-3530-2131	○	
東京	(財)産業保健協会	03-5482-0801	○	
東京	(財)労働医学研究会	03-3946-6651	○	
東京	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	03-3588-1111		○
東京	(医財)福音医療会 神田キリスト教診療所	03-5283-8119	○	
東京	(医社)同友会	03-3816-2250	○	○
東京	(財)愛世会 愛誠病院	03-3961-5125	○	○
東京	(医社)松英会	03-3773-6771	○	
東京	(医社)進興会 進興クリニック	03-3787-0655	○	
東京	(財)近畿健康管理センター 東京事業部	03-6667-7780	○	
東京	(医社)こころとからだの元氣プラザ	03-5210-6666	○	○
東京	(医財)南葛勤医協 芝病院	03-3431-7491	○	○
東京	(医財)京映会 京橋健診センター	03-3677-8121	○	
東京	(医財)裕健会 神田クリニック	03-3252-0621		○
東京	(財)結核予防会第一健康相談所	03-3292-3997		○
東京	(独)労働者健康福祉機構 東京労災病院	03-3742-7301		○
神奈川	(財)神奈川県予防医学協会	045-641-8501	○	○
神奈川	(財)神奈川県労働衛生福祉協会	045-335-6900	○	○
神奈川	(財)ヘルス・サイエンス・センター	042-740-6203	○	○
神奈川	(財)京浜保健衛生協会	044-330-4567	○	
神奈川	(医)愛誠会 京浜総合病院	044-777-3251		○
神奈川	(財)結核予防会 神奈川県支部	045-201-8228	○	○
神奈川	(独)労働者健康福祉機構 関東労災病院	044-411-3131		○
神奈川	(独)労働者健康福祉機構 横浜労災病院	045-474-8111		○
新潟	(社)新潟県労働衛生医学協会	025-267-1200	○	○
新潟	(社)新潟県健康管理協会	025-283-3939	○	
新潟	(財)健康医学予防協会	025-279-1100	○	
新潟	(独)労働者健康福祉機構 燕労災病院	0256-64-5111		○

県名	健診実施機関名	電話	第一次 健診	第二次 健診
富山	(財)北陸予防医学協会	076-436-1238	○	
富山	高岡市民病院	0766-23-0204		○
富山	富山市民病院	076-422-1112		○
富山	黒部市民病院	0765-64-2211		○
富山	(独)労働者健康福祉機構 富山労災病院	0765-22-1280	○	○
石川	(財)石川県予防医学協会	076-249-7222	○	○
福井	(財)福井県予防医学協会	0776-23-4810	○	
福井	(医)厚生会 福井厚生病院	0776-41-3377		○
福井	(財)福井県労働衛生センター	0776-25-2206	○	
福井	(医)穂仁会 大滝病院	0776-23-3215		○
山梨	(財)山梨労働衛生センター	0553-22-7898	○	
山梨	(財)山梨厚生会 山梨厚生病院	0553-23-1311		○
長野	(社)長野県労働基準協会連合会 松本健診所	0263-40-3911	○	
長野	特定・特別医療法人 慈泉会 相澤健康センター	0263-34-6360		○
長野	(財)労働衛生協会 長野県支部	0266-41-3018	○	
長野	辰野町立辰野総合病院	0266-41-0238		○
長野	(財)全日本労働福祉協会 長野県支部	026-222-5111	○	
長野	(独)国立病院機構 東長野病院	026-296-1111		○
長野	(財)中部公衆医学研究所	0265-24-1777	○	○
岐阜	(財)岐阜県産業保健センター	0572-22-0115	○	
岐阜	(医)仁寿会 タジミ第一病院	0572-22-5131		○
岐阜	(社)岐阜県労働基準協会連合会 労働衛生センター	058-279-3399	○	○
岐阜	(財)岐阜健康管理センター	0574-25-2982	○	
岐阜	(医)岐陽会 サンライズクリニック	058-247-3322		○
静岡	(財)東海検診センター	055-922-1157	○	
静岡	(医社)愛健会 愛鷹病院	055-968-3711		○
静岡	(社福)聖隸福祉事業団聖隸健康診断センター	053-473-5501	○	○
静岡	(財)静岡県予防医学協会	054-278-7716	○	○
静岡	(財)静岡県産業労働福祉協会	054-258-4855	○	
静岡	あきやま呼吸器クリニック	054-273-8144		○
静岡	(医)清風会 芹沢病院	055-986-1075	○	○
愛知	(財)公衆保健協会	052-481-2161	○	
愛知	(医)宏潤会 大同病院	052-611-6261		○
愛知	(財)愛知健康増進財団	052-951-3331	○	
愛知	地方職員共済組合愛知県支部 愛知三の丸病院	052-961-7011		○
愛知	(医)曙会	0564-57-1511	○	○
愛知	(財)全日本労働福祉協会 東海支部	052-822-2525	○	
愛知	(独)労働者健康福祉機構 中部労災病院	052-652-5511		○
愛知	(独)労働者健康福祉機構 旭労災病院	0561-54-3131		○
愛知	(医)豊昌会 豊田健康管理クリニック	0565-27-5550	○	○
愛知	(社)オリエンタル労働衛生協会	052-732-2200	○	○
愛知	(医社)卓和会 しらゆりクリニック	0533-86-1515	○	
愛知	(医)明暘会 成田記念病院	0532-31-2167		○
愛知	(社)半田市医師会 健康管理センター	0569-27-7881	○	○
三重	(財)三重県産業衛生協会	0594-22-1010	○	
三重	(医)山本総合病院	0594-22-1211		○
三重	(財)近畿健康管理センター 三重事業部	059-225-7426	○	
三重	(医)永井病院	059-228-5181		○
三重	(医)尚豊会 四日市健診クリニック	059-330-7722	○	○
滋賀	(財)近畿健康管理センター 滋賀事業部	077-551-0500	○	
滋賀	(財)滋賀保健研究センター	077-587-3588	○	
京都	(財)京都工場保健会	075-802-0131	○	○
京都	(財)京都健康管理研究会 中央診療所	075-211-4501	○	○
京都	(財)京都予防医学センター	075-811-9131	○	○
大阪	中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター	06-6448-3450	○	
大阪	(財)日本生命 済生会 日生病院	06-6543-3581		○
大阪	(医)崇孝会 北摂クリニック	072-633-3313	○	
大阪	(医)東和会 第一東和会病院	072-671-1030		○
大阪	(財)関西労働保健協会	06-6345-2210	○	○
大阪	(財)近畿健康管理センター 大阪事業部	06-6304-1532	○	○
大阪	(医)恵生会 健康管理事業部	0729-82-5501	○	
大阪	(財)日本予防医学協会 西日本統括センター	06-6362-9061	○	
大阪	(医財)幸循会 幸循会OBPクリニック	06-6941-8693		○
兵庫	(財)順天厚生事業団	078-341-7114	○	
兵庫	(独)労働者健康福祉機構 神戸労災病院	078-231-5901		○
兵庫	(財)兵庫県予防医学協会	078-856-7200	○	○
兵庫	(社)姫路市医師会	0792-95-3320	○	○
兵庫	(社)西宮市医師会	0798-26-0662	○	
兵庫	西宮市立中央病院	0798-64-1515		○
兵庫	(医社)神鋼会 神鋼病院 健診センター	078-261-6773	○	○
兵庫	(財)兵庫県健康財団	078-579-1300	○	○

県名	健診実施機関名	電話	第一次 健診	第二次 健診
兵庫	(財)近畿健康管理センター 兵庫事業部	078-230-7530	○	
兵庫	(医)康雄会 西病院	078-821-4151		○
奈良	(財)奈良県健康づくり財団	0744-32-0230	○	
奈良	国保中央病院	0744-32-8800		○
和歌山	(医)黎明会 健診センター・キタデ	0738-24-3000	○	○
和歌山	(財)和歌山健康センター	073-451-3398	○	○
鳥取	(医)育生会 高島病院 労働衛生センター	0859-23-3298	○	○
鳥取	(財)中国労働衛生協会 鳥取検診所	0857-31-6666	○	○
鳥取	(財)中国労働衛生協会 米子検診所	0859-371819	○	○
鳥取	(財)鳥取県保健事業団	0857-23-4841	○	
鳥取	(独)労働者健康福祉機構 山陰労災病院	0859-33-8181	○	○
島根	(財)島根県環境保健公社	0852-24-0038	○	
島根	(独)国立病院機構 松江病院	0852-21-6131		○
岡山	(財)淳風会 健康管理センター	086-226-2666	○	○
岡山	(社)岡山県労働基準協会 労働衛生センター	086-281-4500	○	
岡山	(財)中国労働衛生協会 岡山検診所	0868-24-2925	○	○
岡山	(財)倉敷成人病健診センター	086-427-3333	○	○
岡山	(独)労働者健康福祉機構 岡山労災病院	086-262-0131	○	○
広島	(財)広島県集団検診協会	082-248-4114	○	
広島	(医)愛人会 河村病院	082-248-0666		○
広島	(財)中国労働衛生協会	0849-41-8211	○	○
広島	(財)中国労働衛生協会 尾道検診所	0848-22-3803	○	○
広島	(財)広島県環境保健協会 健康クリニック	082-293-4857	○	○
広島	(独)労働者健康福祉機構 中国労災病院	0823-72-7171	○	○
山口	(財)山口県予防保健協会	083-933-0008	○	
山口	(独)労働者健康福祉機構 山口労災病院	0836-83-2881	○	○
徳島	(社)徳島県労働基準協会連合会 健診部	088-626-4667	○	
徳島	(医法)小浜内科 徳島クリニック	088-653-6487	○	○
徳島	(医)三輝会 徳島検診クリニック	088-632-9111	○	
徳島	(医)三輝会 稲山病院	088-632-9111	○	○
香川	(独)労働者健康福祉機構 香川労災病院	0877-23-3111	○	○
香川	(財)香川成人医学研究所	0877-45-2311	○	
香川	(医財)大樹会 回生病院	0877-46-1011		○
愛媛	(財)愛媛県総合保健協会	089-987-8202	○	
愛媛	(独)国立病院機構 愛媛病院	089-964-2411		○
愛媛	(社)今治市医師会診療所	0898-23-0748	○	
愛媛	(医)順天会 放射線第一病院	0898-23-3358		○
高知	(財)高知県総合保健協会	088-831-4800	○	○
高知	厚生年金高知リハビリテーション病院	088-843-8220	○	○
高知	(医)健会 高知検診クリニック	088-883-9711	○	○
福岡	(財)西日本産業衛生会 北九州産業衛生診療所	093-671-8112	○	○
福岡	(財)西日本産業衛生会 北九州健診診療所	093-561-0030	○	○
福岡	(財)西日本産業衛生会 福岡健診診療所	092-471-1165	○	○
福岡	(財)九州産業衛生協会	0942-35-8195	○	
福岡	(医)雪ノ聖母会 聖マリア病院	0942-35-3322		○
福岡	(社福)柏芳会 田川新生病院	0947-44-0690		○
福岡	(財)福岡労働衛生研究所	092-526-1033	○	○
福岡	(財)九州健康総合センター	093-672-6054	○	
福岡	新日鉄八幡記念病院	093-672-3184		○
福岡	(財)医療情報健康財団	092-272-2398	○	
福岡	(独)国立病院機構 福岡病院	092-565-5534		○
福岡	(独)労働者健康福祉機構 九州労災病院	093-471-1121		○
福岡	(財)日本予防医学協会 九州センター	092-473-0547	○	
福岡	公立学校共済組合 九州中央病院	092-541-4936		○
福岡	(医)原三信病院	092-291-3434		○
佐賀	(財)佐賀県産業医学協会	0952-22-6729	○	
佐賀	(医)至誠会 至誠会病院	0952-24-5325		○
長崎	(財)長崎県健康事業団	0957-43-7131	○	
長崎	(独)労働者健康福祉機構 長崎労災病院	0956-49-2191	○	○
熊本	(財)熊本県総合保健センター	096-365-8800	○	
大分	(財)大分健康管理協会 大分総合健診センター	0977-66-4113	○	○
大分	(財)西日本産業衛生会 大分労働衛生管理センター	097-552-7788	○	○
宮崎	(財)宮崎県健康づくり協会	0985-38-5512	○	○
鹿児島	(社)鹿児島県労働基準協会 鹿児島労働衛生センター	099-267-6292	○	○
鹿児島	(財)鹿児島県民総合保健センター	099-220-2332	○	○
沖縄	(独)国立病院機構 沖縄病院	098-898-2121	○	○